

岐阜県公報

号外(一) 平成二十二年三月三十日

目次

岐阜県職員定数条例等の一部を改正する条例	(人事課)	六一
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	六
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	八
岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例	(同)	九
知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	九
岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	九
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	一〇
農村地域工業等導入地区における岐阜県税の特例に関する条例を廃止する条例	(同)	一
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(総合政策課、商工政策課)	一一
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	一三
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(環境生活政策課、健康福祉政策課)	一四
岐阜県立自然公園条例の一部を改正する条例	(地球環境課)	一五
岐阜県自然環境保全条例の一部を改正する条例	(同)	一九
岐阜県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例	(医療整備課)	二二

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター等への職員の引継ぎに関する条例	(同)	二二
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター等の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例	(同)	二二
岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例	(同)	二五
岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例及び岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例の一部を改正する条例 (保健医療課、障害福祉課)	(同)	二五
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県立社会福祉施設利用料金条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	二六
岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(農政課)	二六
岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例	(農業技術課)	二六
岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農地整備課)	二七
岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例	(教育財務課)	二九
岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例	(スポーツ健康課)	三〇
岐阜県監査委員条例の一部を改正する条例	(監査委員)	三〇
岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例	(議事調査課)	三一
岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例	(議会総務課)	三一

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(休日) 休日に当たる (ときは翌日)

平成二十二年三月三十日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県職員定数条例等の一部を改正する条例(条例第六号)

岐阜県職員定数条例の一部改正

県職員の定数を二、〇四一人減員することとした。

(内訳)

1 増員するもの

学校

七八人

2 減員するもの

(一) 知事の事務部局(県立看護大学及び情報科学芸術大学院大学、希望が丘学園及び病院並びに企業会計職員(都市建築部)を除く。)

五五人

(二) 県立看護大学、情報科学芸術大学院大学、国際情報科学芸術アカデミー、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー

六九人

(三) 希望が丘学園及び病院

一、九四六人

(四) 企業会計職員(都市建築部)

一人

(五) 監査委員の事務部局

二人

(六) 人事委員会の事務部局

一人

(七) 教育委員会の事務部局

四二人

(八) 警察

三人

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を二一人増員することとした。

(内訳)

1 小学校及び中学校

一五人

2 特別支援学校

六人

三 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する

条例(条例第七号)

一 「労働基準法」の一部改正に伴い、月六〇時間を超える時間外勤務に係る時間

外勤務手当の支給割合を一〇〇分の二二五から一〇〇分の二五〇に引き上げることとした。(第一四条関係)

二 一に掲げる引き上げ分の支給に代えて時間外勤務代休時間を指定することができることとした。(第三七条の四関係)

三 産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給率を給料月額の一〇〇分の一〇から一〇〇分の五に引き下げることにした。(第二二条の二及び第二二条の三関係)

四 職員の勤務時間を一日当たり八時間から七時間四五分に短縮することとした。(第三一条及び第三二条関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこととした。

六 この条例は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号)

一 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、三歳に満たない子のある職員から請求があった場合は、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、正規の勤務時間を超えて勤務をさせてはならないこととした。(第三七条の三関係)

二 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 職員の配偶者が育児休業をしている場合等であっても、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業をすることができることとした。(第三条、第六条、第九

条、第一〇条及び第二五条関係)

2 子の出生の日から八週間以内に育児休業を取得した職員については、再度、育児休業をすることができることとした。(第二条の二関係)

三 この条例は、「国家公務員の育児休業等に関する法律」の一部を改正する法律」の施行の日から施行することとした。

岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例(条例第九号)

一 農業改良普及センターを農林事務所に統合することとした。(第五条関係)

二 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

一 現下の厳しい財政状況にかんがみ、知事の給料の月額等を次のとおり減額することとした。(本則関係)

区 分	給料の月額又は報酬の月額から減額する率
知事	一〇〇分の三〇
副知事、教育長及び常勤の監査委員	一〇〇分の二〇
教育委員会委員、選挙管理委員、人事委員会委員、公安委員会委員、監査委員(常勤の監査委員を除く)、労働委員会委員及び収用委員会委員	一〇〇分の一四

二 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則第二項関係)

三 この条例は、一部の規定を除き、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一五号)

一 現下の厳しい財政状況にかんがみ、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、職員の給料の月額を次のとおり減額することとした。(本則関係)

区 分	給料の月額から減額する率
管理職	
部長級の職員	一〇〇分の一四
その他の職員	一〇〇分の二一
課長補佐級の職員	一〇〇分の七
その他の職員	一〇〇分の六
非管理職	

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第一二二号)

一 自動車取得税の納付の方法について、証紙により納付する方法から現金により納付する方法に変更することとした。(第六八条関係)

二 賦課期日後に納税義務が発生した者に係る自動車税の徴収の方法について、証紙により徴収する方法から現金により徴収する方法に変更することとした。(第

七八条及び第七九条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

農村地域工業等導入地区における岐阜県税の特例に関する条例を廃止する条例(条例第一三三号)

一 「農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令」の一部改正にかんがみ、農村地域工業等導入地区における県税の特例を廃止することとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一四四号)

一 手数料について、次のとおり改定することとした。(別表第一関係)

1 技能検定試験手数料の額を改定することとした。

2 産業技術センター、機械材料研究所、情報技術研究所、セラミックス研究所及び生活技術研究所において行う工業試験等に関する試験項目の変更に伴い、木工試験(ドア音響特性)に要する費用として木工試験手数料(ドア音響特性)を新たに徴収し、繊維試験手数料の額等の改定等を行うこととした。

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一五五号)

一 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。(別表第一及び別表第二関係)

1 消防防災関係(「火薬類取締法」他三法令二四六項目)

2 環境・生活関係(「岐阜県地球温暖化防止基本条例」他一法令一五項目)

3 保健・福祉関係(「老人福祉法」他一法令六項目)

4 商工・産業関係(「商工会議所法」他一法令一九項目)

5 農地・農業関係(「土地改良法」他一法令三六項目)

6 土地利用・都市計画関係(「駐車場法」他四法令三七項目)

7 教育関係(「岐阜県文化財保護条例」二三項目)

二 この条例は、一部の規定を除き、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一六六号)

一 手数料について、次のとおり改定することとした。(別表第一関係)

1 所有者からの犬又はねこの引取りに要する費用として、犬・ねこ引取手数料

を新たに徴収することとした。

2 「土壌汚染対策法」の一部改正に伴い、汚染土壌処理業の更新の申請等に対する費用として、汚染土壌処理業許可更新申請手数料等を新たに徴収することとした。

二 この条例は、一 二に係る改正規定は平成二二年四月一日から、一 一に係る改正規定は平成二二年一〇月一日から施行することとした。

岐阜県立自然公園条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

一 「自然公園法」の一部改正にかんがみ、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 条例の目的に「生物の多様性の確保」を追加することとした。(第一条関係)

2 特別地域において、許可を受けなければできない行為として、木竹を損傷すること等を追加することとした。(第九条関係)

3 生態系維持回復事業を創設することとした。(第二三条の二丁第二三条の五関係)

4 公園事業を執行する者に対する監督等についての罰則を追加することとした。(第三九条、第四〇条、第四二条、第四三条及び第四五条関係)

二 この条例は、一部の規定を除き、平成二二年七月一日から施行することとした。

岐阜県自然環境保全条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

一 「自然環境保全法」の一部改正にかんがみ、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 条例の目的に「生物の多様性の確保」を追加することとした。(第一条関係)

2 特別地域において、許可を受けなければできない行為として、木竹を損傷すること等を追加することとした。(第一八条関係)

3 生態系維持回復事業を創設することとした。(第二三条の二の二丁第二三条の二の五関係)

4 罰金の最高額を引き上げることとした。(第四〇条、第四三条関係)

岐阜県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例(条例第一九号)

一 県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定めることとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター等への職員の引継ぎに関する条例(条例第二〇号)

一 次の表の上覧に掲げる組織の職員は、特に辞令を発せられない限り、同表の下欄に掲げる地方独立行政法人の職員となるものとする。こととした。(本則関係)

岐阜県総合医療センター	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
岐阜県立多治見病院	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
岐阜県立下呂温泉病院	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
岐阜県立看護大学	公立大学法人岐阜県立看護大学

二 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター等の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例(条例第二二号)

一 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター等の設立に伴い、次に掲げる条例について所要の規定の整備等を行うこととした。

1 岐阜県職員退職手当条例

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

3 岐阜県職員の定年等に関する条例

4 岐阜県個人情報保護条例

5 岐阜県情報公開条例

6 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例

7 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例

二 次に掲げる条例を廃止することとした。

1 国立病院の譲受けに伴う県職員の退職手当の特例に関する条例

2 岐阜県立病院使用料徴収条例

3 岐阜県立病院事業の設置等に関する条例

4 岐阜県立看護大学条例

三 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例(条例第二三号)

一 岐阜県地方独立行政法人資金貸付特別会計を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例及び岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二三三号)

一 使用料の額の算定に関する規定について、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県立社会福祉施設利用料金条例の一部を改正する条例(条例第二四四号)

一 岐阜県立清流園を廃止することとした。(別表第一関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二五五号)

一 ヨーネ病検査に係る家畜伝染性疾病検査手数料の特例を廃止することとした。

(別表関係)

二 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第二六六号)

一 授業料の納入方法を毎月払から年二回払に変更することとした。(第三系関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第二七七号)

一 県が行う土地改良事業の事務費に係る分担金を徴収しないこととする。小水力発電整備型の農村環境整備事業等に係る分担金を新たに徴収することとした。(第四系関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例(条例第二八八号)

一 岐阜県立高等学校の授業料を徴収しないこととした。(第一系関係)

二 岐阜県通信教育実施学校の受講料を徴収しないこととした。(第二系関係)

三 その他所要の規定の整理を行うこととした。

四 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第二九九号)

岐阜メモリアルセンターの庭球場の使用料を改定することとした。(別表第四関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県監査委員条例の一部を改正する条例(条例第三〇〇号)

一 監査委員の定数を六人から五人に減員することとした。(第二系関係)

二 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例(条例第三二二号)

一 この条例は、歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康を保持し、及び増進し、並びに口腔機能を維持すること(以下「歯・口腔の健康づくり」という。)が、県民の質の高い生活を確保し、かつ、県民の健康の保持及び増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、岐阜県における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯・口腔の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。 (第一系関係)

二 基本理念を定めるとともに、県の責務等を定めることとした。(第二系第九系関係)

三 歯・口腔の健康づくりに関し、県が行う施策の基本となる事項を定めるとした。(第一〇系、第二系関係)

四 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

岐阜県議会議員の議員報酬の特例に関する条例(条例第三二二号)

一 平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までの間における岐阜県議会議員の議員報酬の月額を「岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例」の規定にかかわらず、次のとおりとすることとした。

- 1 議長 月額八万六千円
- 2 副議長 月額七万三千元
- 3 議員 月額六万八千元

二 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六号

岐阜県職員定数条例等の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表知事の事務局(県立看護大学及び情報科学芸術大学院大学、希望が丘学園及び病院並びに企業会計職員(都市建設部)を除く。)の項中「県立看護大学及び、希望が丘学園」及び「病院並びに」を削り、「四、一九八人」を「四、二八八人」に改め、同表県立看護大学、情報科学芸術大学院大学、国際情報科学芸術アカデミー、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中「県立看護大学、情報科学芸術大学院大学」を「情報科学芸術大学院大学」に、「二五六人」を「八七人」に、「二一三人」を「五七人」に改め、同表希望が丘学園及び病院の項を削り、同表企業会計職員(都市建設部)の項中「六五人」を「六四人」に改め、同表監査委員の事務局の項中「二三人」を「二人」に改め、同表人事委員会の事務局の項中「二人」を「一人」に改め、同表教育委員会の事務局の項中「四七六人」を「四三四人」に改め、同表学校の項中「五、二二七人」を「五、三〇五人」に、「四、四一人」を「四、四九八人」に改め、同表警察の項中「三、八六七人」を「三、八七四人」に、「三、四三一人」を「三、四四三人」に、「二〇人」を「二一人」に、「二五二人」を「二五五人」に、「二、〇〇人」を「二、〇一六人」に、「二、〇五〇人」を「二、〇五一」に改め、同表合計の項中「一六、〇一〇人」を「一四、一二人」に改める。

(岐阜県職員定数条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員定数条例等の一部を改正する条例(昭和四十二年岐阜県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

付則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第三条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表小学校及び中学校の項中「二、一四〇人」を「二、一五五人」に、「二、四四三人」を「二、四八四人」に改め、同表特別支援学校の項中「二三人」を「二八人」に、「二五人」を「二二人」に改め、同表合計の項中「二、二九三人」を「二、三二四人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

条 例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「その勤務」を「第三十七条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間である場合又はその勤務」に改める。

第十四条に次の三項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(第三十二条第一項、第三十三条及び第三十四条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項

(第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務

一時間につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 第三十七条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第二項に規定する八時間に達するまでの間の勤務に係る時間については前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第十七条中「乗じたもの」の下に「から人事委員会規則で定める時間を減じたもの」を加える。

第二十二條の二第一項中「百分の十」を「百分の五」に、「人事委員会が、知事及び教育委員会と協議して」を「人事委員会規則で」に改める。

第二十二條の三中「百分の十」を「百分の五」に、「百分の八」を「百分の四」に、「人事委員会が知事及び教育委員会と協議してそれぞれ」を「人事委員会規則で」に改める。

第三十七條の三の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第三十七條の四 任命権者は、第十四條第四項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第三十九條第一項に規定する勤務日等をいう。）（同項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第三十九條第一項中「休日」を「第三十七條の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日」に改める。

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第十四條第二項及び第六項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第三十一條第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第二項中「十六時間」を「十五時間三十分」に、「三十二時間」を「三十一時間」に改め、同条第三項中「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

第三十二條第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第三項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第三十五條第一項中「おいては」の下に「少なくとも」を加える。

(岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十八條の表第五條の二の項中「第四号」の下に「以下「育児休業条例」という。」を加え、同表第十四條第一項の項の次に次のように加える。

第十四條第四項	第二項	育児休業条例第十八條
第十四條第五項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第十八條の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する八時間に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする。

第四条 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条中「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改める。

第十八条の表第十四条第一項の項及び第十四条第五項の項並びに第二十条の表第六条第二項の項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第三十四条」の下に「第三十七条の四」を加える。

第六条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

(岐阜県職員 of 修学部分休業に関する条例の一部改正)

第七条 岐阜県職員 of 修学部分休業に関する条例(平成十八年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「乗じたもの」の下に「から人事委員会規則で定める時間を減じたもの」を加える。

第八条 岐阜県職員 of 修学部分休業に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一週間を通じて二十時間」を「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一」に、「三十分」を「五分」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岐阜県職員 of 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第二十一条の二第一項の規定の適用については、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間においては同項中「百分の五」とあるのは「百分の八」とし、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間においては同項中「百分の五」とあるのは「百分の六」とする。

3 改正後の条例第二十二条の三の規定の適用については、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間においては同条中「百分の五」とあるのは「百分の八」と、「百分の四」とあるのは「百分の六」とし、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間においては同条中「百分の五」とあるのは「百分の六」と、「百分の四」とあるのは「百分の五」とする。

(人事委員会規則への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

岐阜県職員 of 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員 of 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県職員 of 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員 of 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員 of 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員 of 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、正規の勤務時間を超えて勤務をさせてはならない。

(岐阜県職員 of 育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員 of 育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(法第一条第一項ただし書に規定する条例で定める期間)

第三条の二 法第二条第一項ただし書に規定する条例で定める期間は、八週間とする。

第六条中「次に掲げるとおり」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第九条中「次」を「第三条第一号から第四号まで」に改め、同条各号を削る。

第十条第一号中「育児短時間勤務を」と「育児短時間勤務（法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に改める。

第二十五条第三号及び第四号を削る。

附 則

この条例は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十三号）の施行の日から施行する。

岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県振興局等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県振興局等設置条例（平成十一年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第一項中「普及指導センター」を削り、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十号

知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の給与等の特例に関する条例（平成二十一年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「百分の十五」を「百分の三十」に、「百分の十を」を「百分の二十を」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は知事にあつては同条第一項に掲げる額から当該額に百分の十五を乗じて得た額を減じた額、副知事にあつては同条第二項に掲げる額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とし」を加え、「同条各項」を「同条各項」に改める。

第二条中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額と同条に規定する額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とし」を加え、「同条」を「同条」に改める。

第三条中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額と同条に規定する額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とし」を加え、「同条」を「同条」に改める。

第四条中「百分の七」を「百分の十四」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の給与の特例に関する条例（平成二十一年岐阜県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十一年四月一日から平成二十一年十一月三十日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改める。

第二条第一項中「並びに」を「の規定並びに」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる職員 百分の十四

イ 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第六号）第二十四条及び第二十五条の二に規定する管理職手当に係る区分が一種とされている職員並びに同規則第五十二条の四第三項第一号の規定によりこれらに相当すると人事委員会が認める職員（知事が定める職員を除く。）

ロ 給与条例第五条の二に規定する職員

ハ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）以下この項において「派遣法」という。（第二条第一項の規定により公益的法人等に派遣されている職員のうち、当該公益的法人等においてイに掲げる職員と同等な管理職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているもの

二 任期付職員別表第一に規定する給料表の適用を受ける職員のうち、その号給が六号給であるもの及び任期付職員別表第五号第三項（育児休業条例第二十条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額を受ける職員（知事が定める職員を除く。）

ホ 任期付職員別表に規定する給料表の適用を受ける職員のうち、その号給が六号給以上であるもの及び任期付職員別表第四号第三項（育児休業条例第二十一条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額を受ける職員（知事が定める職員を除く。）

第二条第一項第二号中「百分の六」を「百分の十二」に改め、同号イを削り、同号ロ中「あるもの」の下に「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年岐阜県条例第五号）第二十条第一項の規定により派遣された職員であつて、同項の規定による派遣がなされなかった場合には当該管理職手当が支給されるべき職にあるものを含む。」を加え、同号ロを同号イとし、同号ハ中「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）」を「前

号に掲げる職員以外の職員であつて、派遣法」に改め、同号ハを同号ロとし、同号二中「任期付職員別表」を「前号に掲げる職員以外の職員であつて、任期付職員別表」に改め、「あるもの」の下に「及び任期付職員別表第五号第三項（育児休業条例第二十条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額を受ける職員」を加え、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「任期付職員別表」を「前号に掲げる職員以外の職員であつて、任期付職員別表」に改め、「あるもの」の下に「及び任期付職員別表第四号第三項（育児休業条例第二十一条（育児休業条例第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額を受ける職員」を加え、同号ホを同号ニとし、同項第三号中「百分の四」を「百分の七」に改め、同項第四号中「百分の三・五」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号中「（期末手当及び勤勉手当を除く。）」を削り、同項第二号中「又は第二十八条の三」を「若しくは第二十八条の三の規定又は岐阜県職員の修学部分休業に関する条例（平成十八年岐阜県条例第九号）第三条」に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項を削り、同条第三項中「（自動車取得税又は自動車税の納税義務者で規則で定めるものから当該自動車取得税又は自動車税に係る徴収金を徴収する場合の徴収に関する事項を除く。）」を削り、「岐阜県自動車税事務所長（以下「自動車税事務所長」という。）を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 岐阜県飛騨県税事務所の所管区域内に主たる定置場が所在する自動車に係る自動

車取得税(軽自動車に係るものを除く。)又は当該自動車に係る自動車税で第七十七条第一項の規定により課するものの賦課及びこれに関連する事項 岐阜県飛騨県税事務所長

二 県内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地がある者に係る自動車税の徴収及びこれに関連する事項 当該自動車税を納付すべき者の住所地若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地を所管する県税事務所長

三 県外に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地がある者に係る自動車税の徴収及びこれに関連する事項 岐阜県自動車税事務所長

四 前三号に掲げる事項以外の事項 岐阜県自動車税事務所長

第二条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、第三十八条第一項第一号に掲げる法人の行う事業に対する事業税の賦課に関する調査及びこれに関連する事項については、第一項本文の規定にかかわらず、岐阜県岐阜県税事務所長に委任する。ただし、規則で定める事項については、この限りでない。

第二条の二第十項中「自動車税事務所長」を「岐阜県自動車税事務所長」に改める。

第六十八条第一項中「これらの規定による申告書又は修正申告書に、規則で定めるところにより当該自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金を含む。以下次項において同じ。)に相当する金額を証紙代金収納計器で表示する方法によつて」を「当該自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金を含む。)に相当する現金を」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第七十八条第二項中「証紙徴収の」を「自動車税額に相当する現金の納付を受けた後第八十条第一項の規定により提出すべき申告書に納税済印を押印する」に改め、同条第三項中「次条第一項」を「前項」に、「前項」を「同項」に、「自動車税を証紙徴収の方法によつて」を「自動車税額に相当する現金を」に改める。
第七十九条を削り、第七十九条の二を第七十九条とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(岐阜県乗鞍環境保全条例の一部改正)

2 岐阜県乗鞍環境保全条例(平成十四年岐阜県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項の表第二条の二第三項の項を次のように改める。

第二条の二		乗鞍環境保全税
第二項	譲渡所得割	
	岐阜県岐阜県税事務所長	岐阜県飛騨県税事務所長

農村地域工業等導入地区における岐阜県税の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十三号

農村地域工業等導入地区における岐阜県税の特例に関する条例を廃止する条例

農村地域工業等導入地区における岐阜県税の特例に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第二十九号)は、廃止する。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に、農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百二十号)第十条に規定する地区内において、所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十四号)附則第二十五項又は第四十条第八項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号の規定の適用を受ける設備(この条例による廃止前の農村地域工業等導入地区における岐阜県税の特例に関する条例第二条第一号、第二号及び第四号にあっては展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除き、同条第三号にあっては展示場用の建物を除く。)を含むものを新設し、又は増設した者に係る課税免除については、なお従前の例による。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一八の表四の項第二号イ中「二五、七〇〇」を「一六、五〇〇」に改め、同号ロ中「二一、五〇〇」を「二二、一〇〇」に、「三三、〇〇〇」を「三三、七〇〇」に、「二五、七〇〇」を「二六、五〇〇」に改め、同号八中「建築図面製作」を削り、「七、七〇〇」を「八、一〇〇」に、「八、七〇〇」を「九、一〇〇」に、「一〇、五〇〇」を「一一、〇〇〇」に改める。

別表第二十二の表四の項第二号中

一件につき	七六〇
一件につき	一、七八〇
一件につき	二、一〇〇
一件につき	八〇〇

を

イ 耐光堅ろう度 (二十時間以内)	
ロ 洗濯堅ろう度	

イ 耐光堅ろう度	カーボンアーク(高温でないもの)(二十時間以内)	
	カーボンアーク(高温であるもの)(四十時間以内)	
ロ 洗濯堅ろう度	キゼノン(二十時間以内)	

一件につき	七六〇
一件につき	八〇〇

に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、

同表七の項中

23 弾性率	一件につき	二、
24 形状測定(二測定以内)	一件につき	

を

23 弾性率	イ 簡単なもの	一件につき	二、
	ロ 複雑なもの	一件につき	一、
24 形状測定	ハ 極めて複雑なもの	一件につき	三、

に改め、同表九の項第十六号中「三、五六〇」を「二、九三〇」に改め、同

三〇〇
八六〇
二一〇
〇六〇

項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十四号中ロを削り、ハをロとし、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を削り、第二十九号を第二十七号とし、

(十回以内)	一件につき	三、〇一〇
--------	-------	-------

を

28 製品静的荷重	
29 ドア音響特性	

30 製品静的荷重	
-----------	--

(十回以内)	一件につき	三、〇一〇
	一件につき	一四、一〇〇円
	に測定回数が一を超えて一を増すごとに一、八四〇円を加えた額	

に改め、同表中十二の項

を削り、十三の項を十二の項とする。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二十四の項市町村又は広域連合の欄を次のように改める。

県内のすべての市町村

別表第二十五の三の項中「岐阜市、多治見市」を「岐阜市、高山市、多治見市」に、「養老町、揖斐川町」を「養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町」に、「ただし、大垣市、高山市」を「ただし、大垣市」に、「可児市、垂井町、関ヶ原町」に改め、同表十七の二の項中「養老町」の下に「垂井町、関ヶ原町」を加え、同表十八の三の項第十一号中「第五十二条」を「第一百一条」に改め、同表第十二号中「第一条の七第一項ただし書」を「第七条第一項ただし書」に、「第五十二条」を「第一百一条」に改め、

同表第十三号中「第一条の七第三項」を「第七条第三項」に、「第一条の十五第二項」を「第十五条第二項」に、「第五十二条」を「第一百一条」に改め、同表第十四号中「第一条の十五第一項ただし書」を「第十五条第一項ただし書」に、「第五十二条」を「第一百一条」に改め、同項中「及び川辺町」を「揖斐川町、川辺町及び白川町」に改め、同表十八の四の項中「高山市」の下に「多治見市」を加え、同表十八の五の項中「養老町」の下に「垂井町、関ヶ原町」を加え、同表二十二の項中「本巢市」の下に「郡上市」を加え、同表二十三の項第一号中「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同表第二号中「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同表第三号中「第二十八号第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同表第四号中「第五十六条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同表三十二の二の項中「及び各務原市」を「各務原市及び白川町」に改め、同表三十三の項中「岐阜市、高山市」を「高山市」に、「瑞浪市」を「瑞浪市、羽島市」に、「及び可児市」を「可児市及び白川町」に改め、同表三十五の項中「本巢市」の下に「郡上市」を、「岐阜市、高山市」の下に「多治見市」を加え、「及び大野町」を「揖斐川町、大野町及び北方町」に改め、同表三十六の二の項中「養老町」の下に「垂井町、関ヶ原町」を加え、同表四十三の二の項中「高山市、関市、瑞浪市」を「大垣市、高山市、多治見市、関市、瑞浪市、羽島市」に、「及び養老町」を「養老町及び白川町」に改め、同表四十五の項中「関市」を「関市、羽島市」に、「及び可児市」を「可児市及び池田町」に改め、同表四十六の二の項を削り、同表五十の三の項第一号中「一の市町村の区域内で活動を行うものに限る。」を削り、同表五十の四の項第一号中「及び法第十四条第三項」を削り、「拒否をした旨」を「その旨」に改め、同表第三号中「登録住宅の」の下に「管理の状況について報告を求め、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同表第四号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「申請」の下に「をすべきこと又は基準に適合させるために必要な措置をとるべきこと」を加え、同表第五号中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「取り消す」を「取り消し、その旨の通知をする」に改め、同表五十一の項第二十号及び第二十一号中「第十号」を「第十八号」に改め、同表第二十三号中「第十三号」を「第二十一号」に改め、同表第二十四号中「第十二号」を「第二十号」に改め、同表第二十五号から第二十七号までの規定中「第十号」を「第十八号」に改め、同表第二十九号中「第七条第十項」を「第七条第十一項」に改め、同表第三十号中「第七条第十一項」を「第七条第十二項」に改め、同表第三十一号中「第七条第十二項」を「第七条第十三項」に改め、同表第三十二号中「第七条第十三項」を「第十四項」

に改め、同項第三十五号中「第十号」を「第十八号」に改め、同項第三十六号及び第三十七号中「第十三号」を「第二十一号」に改め、同項中「可児市」を「瑞浪市、可児市、飛騨市、郡上市」に、「及び白川町」を「川辺町及び白川町」に改め、同表五十三の項中「飛騨市」の下に「郡上市」を加え、同表五十五の項第五号中「第六十六号第二項」を「第七十九号第二項」に、「第五十六号第三項」を「第六十八号第三項」に改め、同表五十七の項中「岐阜市」の下に「高山市」を加え、同表六十六の三の項の次に次のように加える。

六十六の四 岐阜県 地球温暖化防止基本条例(平成二十一年岐阜県条例第二十一号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務	1 条例第十二条第一項から第三項までの規定により温室効果ガス排出削減計画書の提出を受け、及び知事に送付すること。 2 条例第十三条の規定により温室効果ガス排出削減計画書報告書の提出を受け、及び知事に送付すること。 3 条例第二十二條第一項から第三項までの規定により自動車通環境配慮計画書の提出を受け、及び知事に送付すること。 4 条例第二十三条の規定により自動車通環境配慮計画書報告書の提出を受け、及び知事に送付すること。 5 条例第二十七条第一項から第三項までの規定により建築物環境配慮計画書の提出を受け、及び知事に送付すること。	事務の内容の欄第一号から第四号までに掲げるものにあつては岐阜市、同欄第五号に掲げるものにあつては岐阜市、大垣市及び各務原市
---	--	---

別表第二二の項中「大垣市」を「岐阜市、大垣市」に、「関市、羽島市」を「関市、美濃市、瑞浪市、羽島市」に、「可児市及び下呂市」を「可児市、下呂市及び白川村」に改め、「第十二号及び第十三号」を削り、「関市、中津川市」を「多治見市、関市、中津川市、美濃市」に、「垂井町」を「垂井町、神戸町」に、「及び白川町」を「白川町及び白川村」に、「関市、瑞浪市」を「関市、美濃市、瑞浪市」に改め、「郡上市及び下呂市」の下に「同欄第十二号及び第十三号に掲げるものにあつては岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、

揖斐川町、大野町、池田町、北方町、八百津町、白川町及び白川村」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一五十四の項第一号の改正規定(「拒否をした旨」を「その旨」に改める部分に限る。)並びに同項第三号及び第四号の改正規定は、平成二十二年五月十九日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)により市町村が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長又は市町村の教育委員会が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例により市町村が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長又は市町村の教育委員会に対しなされたものとみなす。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十六号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一三十四の表中八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。

七 法第三十五条第一項に規定する犬又はねこの引取り	犬・ねこ引取り料	一頭に	二、〇〇〇円。ただし、生後九十日
---------------------------	----------	-----	------------------

以下のものにあつては、四〇〇円

別表第一三十七の二の表を次のように改める。
三十七の二 土壤汚染対策法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
一 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下この表において「法」という。)第二十一条第一項に規定する汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壤処理業許可申請手数料	一件につき	二四〇、〇〇〇
二 法第二十二條第四項に規定する汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壤処理業許可更新申請手数料	一件につき	二〇四、〇〇〇
三 法第二十三條第一項に規定する汚染土壤処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壤処理業変更許可申請手数料	一件につき	二〇二、〇〇〇

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第二三十四の表の改正規定は、平成二十二年十月一日から施行する。

岐阜県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県立自然公園条例の一部を改正する条例

岐阜県立自然公園条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の八」に、「第三章 保護及び利用(第九条 第二十三

「第三章 保護及び利用(第九条 第二十三条)」を「第三章の二 生態系維持回復事業(第二十三条の二 第二十三条の五)」に改める。

第一条中「図り、もつて」を「図ることにより、」に改め、「資する」の下に「ととも」に、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。

第二条第二号中「施設」を「事業」に改め、同条に次の一号を加える。

四 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

第六条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第一項中「及び公園事業」を削り、「知事が」の下に「関係市町村及び」を加え、同条第二項中「又は公園事業」を削り、「公示しなければ」を「公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第七条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第一項中「及び公園事業」を削り、「審議会」を「関係市町村及び審議会」に改め、同条第二項中「及び公園事業」を削る。第七条の次に次の一条を加える。

(公園事業の決定)

第七条の二 公園事業は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

第八条第二項中「県以外の者は、あらかじめ知事の認可を受けて」を「国及び県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得て、」に改め、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、市町村その他の公共団体は、あらかじめ知事に協議し、その同意を得て、」を「国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第三号に規定する規則で定める施設(以下この条において「公園施設」という。)の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
 第八条に次の六項を加える。

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び県以外の地方公共団体にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない。ただし、国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第二章中第八条の次に次の七条を加える。

(改善命令)

第八条の二 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

第八条の三 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が国及び県以外の地方公共団体である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が国及び地方公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第八条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第八条の四 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第八条の五 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第八条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第八条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第八条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

一 第八条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。

二 第八条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。

三 第八条の二の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第八条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第八条の六 知事は、第八条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保

護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができ、

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行う者又はその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第八条の七 知事は、第八条第三項の認可を受けた者に対し、この章（第四条から第七条までを除く。）の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第八条の八 この章に定めるもののほか、公園事業の執行に関し必要な事項は、規則で定める。

第九条第四項ただし書中、「当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為（第五号に掲げる行為を除く。）若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が定められた際に着手していた行為若しくは第七号に規定する物が定められた際に着手していた行為又は」を削り、「行う行為」の下に「又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行つもの」を加え、

同項第十五号を第十八号とし、第十二号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「以下この号において「指定動物」という。）を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 規則で定める区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定めるものを放つこと（当該規則で定める動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第九条第四項第十号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 規則で定める区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定めるものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第九条第四項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

三 規則で定める区域内において木竹を損傷すること。

第九条第五項中「特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為（同項第五号に掲げる行為を除く。）又は同号に規定する湖沼若しくは湿原が定められた際同様に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第七号に規定する物が定められた際同様に掲げる」を「前項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「その指定又は区域の拡張の」を「同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ、この場合において、その者は、その規制されることとなつた」に改め、同条第七項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」とを「木竹の植栽又は家畜の放牧（第四項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」とに改め、同条第八項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等（第二十三条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第十条第四項中「次条第一項」の下に「又は第七項」を加え、同項第一号中「第六十六条第二項」を「第七十九条第二項」に、「第五十六条第一項後段」を「第六十八条第一項後段」に、「前条第五項」を「前条第五項後段」に、「第五十六条第三項」を「第六

十八条第三項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合

第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

第十一条に次の二項を加える。

7 自然公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第四項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第五項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第六項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

第十二条第二項中「第十六条」を「この条から第十六条」に改める。

第十七条第二項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第十八条中「第十条第四項第六号」を「第十条第四項第七号」に改める。

第十九条第七項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、

第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第二十条第一項中「付せられた」を「付された」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第二十一条第一項中「第十条第四項第六号」を「第十条第四項第七号」に改め、同条第二項中「第十条第四項第六号」を「第十条第四項第七号」に、「当該職員をして」を「その職員に」、「立ち入らせ、又は」を「立ち入り」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第二十三条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第二十三条の二 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生態系維持回復事業の目標
- 二 生態系維持回復事業を行う区域
- 三 生態系維持回復事業の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(生態系維持回復事業)

第二十三条の三 県は、自然公園の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、自然公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

2 国及び県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができる、及びその生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、

次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 生態系維持回復事業を行う区域
- 三 生態系維持回復事業の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び県以外の地方公共団体にあつては知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第二十三条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 自然公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
- 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第二十三条の五 知事は、第二十三条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第三十六条第四項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第三十七条第一項中「第十条第四項第六号」を「第十条第四項第七号」に、「当該」を「当該」に改める。

を「当該」に改める。

第三十九条中「第二十条第一項」を「第八条の六第一項又は第二十条第一項」に改める。

第四十条第三号中「付せられた」を「付された」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第八条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者(同条第三項の認可を受けた者に限る。)

二 第八条第十項の規定により認可に付された条件に違反した者

第四十二条中「第十九条第二項」を「第八条の二、第十九条第二項」に改める。

第四十三条中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第八条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第八条第九項、第八条の四又は第八条の五第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者(第八条第三項の認可を受けた者に限る。)
- 二 第十一条第六項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入つた者

附 則

1 この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第十条第四項第一号の改正規定(「前条第五項」を「前条第五項後段」に改める部分を除く。)は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 改正後の岐阜県立自然公園条例(以下「新条例」という。)第八条の六の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第八条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

岐阜県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県自然環境保全条例の一部を改正する条例

岐阜県自然環境保全条例(昭和四十七年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「区域等の」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第三条中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第七条中「に関する」を「その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる」に、「実施にあつて」を「その実施に当たつて」に、「保全」を「適正な保全」に改める。

第十三条第二項第二号中「係る」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第十五条第一項中「施設」を「事業」に改め、同条第二項中「公示しなければ」を「公示し、かつ、その保全計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第十六条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第十八条第一項ただし書中「第七号」を「第十号」に、「又は第六号」を「第六号」に改め、「行うもの」の下に「又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

第十八条第一項に次の一号を加える。

十二 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第十八条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同条第七項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等(第二十三条の二の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

第十九条第一項中「特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別地区内において既に前条第一項第一号から第六号までに掲げる行為に着手し、又は同項第七号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手していた」を「前条第一項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している」に、「指定又は区域の拡張の」を「規制されることとなつた」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第二十条第三項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定生態系維持回復事業等を行うためする場合

第二十条第四項中「前項第七号」を「前項第八号」に改める。

第二十一条第三項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第二十三条の二第一項中「第二十条第三項第七号」を「第二十条第三項第八号」に改める。

第二十三条の二の次に次の四条を加える。

(生態系維持回復事業計画)

第二十三条の二の二 知事は、生態系維持回復事業(自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。)の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、第二十七条に規定する岐阜県自然環境保全審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

- 二 生態系維持回復事業を行う区域
- 三 生態系維持回復事業の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
- 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。
- 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、第二十七条に規定する岐阜県自然環境保全審議会の見解を聴かなければならない。
- 5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。
(生態系維持回復事業の実施)
- 第二十三条の二の三 県は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。
- 2 国及び県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の承認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 第二項の承認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第二項の承認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び県以外の地方公共団体にあつては知事の承認を、国及び地方

- 公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
 - 7 前項の承認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
 - 9 第二項の認定又は第三項の承認を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
(認定の取消し)
 - 第二十三条の二の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。
 - 一 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
 - 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
 - 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
 - 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。
 - (報告徴収)
 - 第二十三条の二の五 知事は、第二十三条の二の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
 - 第二十三条の四第一項中「第二十条第三項第七号」を「第二十条第三項第八号」に、「付せられた」を「付された」に改める。
 - 第二十四条中「あたつて」を「当たつて」に改める。
 - 第三十七条中「行なう」を「行う」に改める。
 - 第四十条中「五十万円」を「百万円」に改める。
 - 第四十一条中「一」を「いすれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。
 - 第四十二条中「三十万円」を「五十万円」に改める。
 - 第四十三条中「一」を「いすれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。
- 附 則
- この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

岐阜県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例

県が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売却以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあつては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター等への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十号

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター等への職員の引継ぎに関する条例

（地方独立行政法人岐阜県総合医療センターへの職員の引継ぎ）

第一条 地方独立行政法人岐阜県総合医療センターに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター等の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十二年岐阜県条例第二十一号。以下「整備条例」という。）第八条の規定による廃止前の岐阜県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年岐阜県条例第二十三号。以下「旧条例」という。）第二条第二項の表に掲げる岐阜県総合医療センターとする。

（地方独立行政法人岐阜県立多治見病院への職員の引継ぎ）

第二条 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院に係る法第五十九条第一項に規定する条例で定める内部組織は、旧条例第二条第二項の表に掲げる岐阜県立多治見病院とする。

（地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院への職員の引継ぎ）

第三条 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院に係る法第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織は、旧条例第二条第二項の表に掲げる岐阜県立下呂温泉病院とする。

（公立大学法人岐阜県立看護大学への職員の引継ぎ）

第四条 公立大学法人岐阜県立看護大学に係る法第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織は、整備条例第八条の規定による廃止前の岐阜県立看護大学条例（平成十一年岐阜県条例第三十六号）第一条に規定する岐阜県立看護大学とする。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター等の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十一号

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター等の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例

する条例

（岐阜県職員退職手当条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第五条の二第二項中「若しくは同項第四号」を「同項第四号」に、「として退職」

を「若しくは第八条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人役員として退職」

に、「又は同項第四号」を「同項第四号」に、「となつたとき」を「又は第八条の二

第一項に規定する特定一般地方独立行政法人役員となつたとき」に改め、第十九号を

第二十一号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 第八条の第二項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間

二十 第八条の第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間

第六条の四第二項中「第十九号」を「第二十一号」に改める。

第八条の見出し中「一般地方独立行政法人等から復帰した職員等」を「特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き職員となつた者」に改め、第二章中同条の次に次の一条を加える。

(特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第八条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き県が設立した一般地方独立行政法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))

に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続き当該一般地方独立行政法人の役員となつた場合、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に

通算することと定めているものに限る。次項において同じ。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定一般地方独立行政法人役員」という。)

となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人役員が、県が設立した一般地方独立行政法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における特定一般地方独立行政法人役員としての在職期間の計算については、第七条(第五項及び第六項を除く。)の規定を準用する。

第十九条に次の一項を加える。

5 職員が第八条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、

かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附則に次の二項を加える。

34 職員がその者の非違によることなく平成二十二年三月三十一日に退職し、かつ、引き続き県が設立した一般地方独立行政法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))

に関する規程において、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。)に

使用される者(常時勤務に服することを要しない者を除く。)となつた場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

35 職員がその者の非違によることなく平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に退職し、かつ、引き続き地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院又は地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院に使用される者(常時勤務に服することを要しない者を除く。)となつた

場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第五項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項第一号中「病院」を「警察本部」に改め、同条第十三項を次のように改める。

13 人事委員会が定める施設の病棟に勤務する助産師、看護師若しくは准看護師又は人事委員会がこれらに準ずると認める職員が看護等の業務で正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以下同じ。)

において行われるものに従事した場合には、従事した勤務一回につき六千八百円の範囲内で人事委員会が定める額の夜間看護等手当を支給する。

第二十条第二十五項中「病院」を「保健所」に改める。

別表第五イの表備考、別表第五口の表備考及び別表第五八の表備考中、「謝罪」を削る。

(岐阜県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中、「病院」を削る。

(岐阜県個人情報保護条例の一部改正)

第四条 岐阜県個人情報保護条例(平成十年岐阜県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第二十四条)」を「(第二十三条の七・第二十四条)」に改める。

第二条第二号中「内水面漁場管理委員会」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人」を加え、同条第四号中「職員が職務上」を「職員(県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。)」が職務上」に改める。

第七条第一項第五号中「若しくは」の下に「県が設立した地方独立行政法人以外の」を加える。

第十二条第三項第一号中「又は職員」を「並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員(以下この号において「県の職員等」という。))又は県の職員等」に改める。

第二章第六節中第二十四条の前に次の一条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第二十三条の七 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。

第二十四条第一項中「(昭和三十七年法律第六十号)」を削る。

附則に次の二項を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

6 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で同日以後当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為とみなす。

7 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前に実施機関に対してなされた請求その他の行為で同日以後当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(岐阜県情報公開条例の一部改正)

第五条 岐阜県情報公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「内水面漁場管理委員会」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))」を加え、同条第二項中「実施機関の職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。))」を加える。

第六条第一号口中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))」を削る。

第十七条の次に次の一条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第十七条の二 県が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てをすることができる。

第十八条第一項中「(昭和三十七年法律第六十号)」を削る。

附則に次の二項を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

5 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で同日以後当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為とみなす。

6 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前に実施機関に対してなされた請求その他の行為で同日以後当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十九号まで」を「第十八号まで及び第二十一号」に改める。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第七条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一四十五の表を次のように改める。
四十五 削除

(国立病院の譲受に伴う県職員の退職手当の特例に関する条例等の廃止)

第八条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 国立病院の譲受に伴う県職員の退職手当の特例に関する条例(昭和二十八年岐阜県条例第二十四号)

二 岐阜県立病院使用料徴収条例(昭和三十九年岐阜県条例第十号)

三 岐阜県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年岐阜県条例第二十三号)

四 岐阜県立看護大学条例(平成十一年岐阜県条例第三十六号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(岐阜県病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日の前日の属する事業年度に係る第八条の規定による廃止前の岐阜県病院事業の設置等に関する条例第六条第一項の規定による業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。この場合において、同条第二項中「決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては当該事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ」とあるのは、「決算の状況を」とする。

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例

岐阜県特別会計設置条例(昭和三十九年岐阜県条例第五号)の一部を次のように改正する。

本則の表岐阜県用度事業特別会計の項の次に次のように加える。

岐阜県地方独立行政法 人資金貸付特別会計	病院事業に係る地方債の管理及び地方債を財源とする地方独立行政法人に対する資金の貸付けに関する業務
-------------------------	--

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例及び岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十三号

岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例及び岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例の一部を改正する条例

(岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例(昭和三十九年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表診療料の項中「診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)に定めるところ」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項(同法第四百九条において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣が定める基準」に改める。

(岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例(昭和五十五年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)に定めるところ」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項(同法

第四百九十九条において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県立社会福祉施設利用料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十四号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例及び岐阜県立社会福祉施設利用料金条例の一部を改正する条例

(岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

岐阜県立サニー ヒルズみずなみ	瑞浪市
岐阜県立清流園	岐阜市

を

岐阜県立サニー ヒルズみずなみ	瑞浪市
--------------------	-----

に改め

る。

別表第三岐阜県立清流園(以下この項において「施設」という。)の項を削る。

(岐阜県立社会福祉施設利用料金条例の一部改正)

第二条 岐阜県立社会福祉施設利用料金条例(平成十五年岐阜県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県立清流園の項を削る。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表二十一の表一の項中

「七〇円。ただし、
ヨ一ネ病検査に係
るものにあつては、
三五〇円

を

「七一〇

に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例(昭和六十一年岐阜県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「前条の表に定める年額の十二分の二に相当する額(以下「月割額」という。)を毎月二十日(八月及び卒業の日の属する月に係る月割額は、それらの月の

前月の二十日（以下「授業料納入期限」という。）を「毎年度四月一日から九月三十日まで（以下「前期」という。）及び十月一日から三月三十一日まで（以下「後期」という。）の二期に区分し、それぞれの期において授業料の年額の二分の一に相当する額を、前期にあつては四月三十日まで、後期にあつては十月三十一日に改め、同項ただし書中「授業料納入期限後」を「前期又は後期中途において」に改め、「その月に係る月割額は」を削る。

第四条第一項中「当該休学」を「授業料の年額の十二分の一に相当する額（以下「月割額」という。）に当該休学」に、「月数に月割額」を「月数」に改め、同条第二項中「当該退学」を「月割額に当該退学」に、「以降に納入すべき月割額」を「から当該学年の終わる日の属する月までの月数を乗じて得た額」に改め、同条第三項中「当該入学」を「月割額に当該学年の始まる日の属する月から当該入学」に、「以前に納入すべき月割額」を「までの月数を乗じて得た額」に改める。

第五条ただし書中「知事」を「前条第一項又は第二項の規定の適用があるときその他知事」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行し、改正前の岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の規定により納入義務が生じた授業料の納入については、なお従前の例による。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「費用」の下に「（事務費を除く）」を加え、同項の表を次のように改める。

事業名	率
-----	---

中山間地域農村活性化総合整備事業	農村環境整備事業	水環境整備型、自然環境保全整備型、防災水利型、地域環境整備型（魚道整備事業を除く。）及び小水力発電整備型（施設整備事業に限る。）	百分の二十五
	魚道整備型及び地域環境整備型（魚道整備事業に限る。）		百分の十八
農業集落排水事業	一般型及び緊急整備型		百分の二十七・五
	地域用水機能増進型		ただし、施設機能障害対策に係るものについては、百分の十五
かんがい排水事業	機能保全対策		百分の二十五（末端部において行う開水路、管水路等一体的水利施設整備に係るものについては、百分の三十）
	農業水利施設保全対策事業		ただし、施設機能障害対策に係るものについては、百分の十五
農村地域水質保全対策事業			百分の二十五
たん水防除事業			百分の十五

農地開発事業	農地造成	百分の二十
	区画整理	百分の三十
	ただし、過疎地域、振興山村区域、特別豪雪地帯又は急傾斜地帯において行つものについては、百分の二十五	
草地開発事業		百分の二十五
総合農地開発事業		百分の二十六・七
干拓地等農地整備事業	埋立	百分の四十
	区画整理	百分の三十
農林地一体開発整備パイロット事業		百分の十七・五
	ただし、過疎地域、振興山村区域、特別豪雪地帯又は急傾斜地帯において行つものについては、百分の十二・五	
備考		
<p>一 「水源地域対策関連事業」とは、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第四条第四項の規定により公示された計画に基づき行われる事業をいう。</p> <p>二 「豪雪地帯」とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第三項の規定により公示された豪雪地帯を、「特別豪雪地帯」とは、同項の規定により公示された特別豪雪地帯をいう。</p> <p>三 「急傾斜地帯」とは、廃止前の急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）第三条第四項の規定により公示された区域又は受益地域（水田地帯を除く。）内の平均傾斜度が十五度以上の地域をいう。</p> <p>四 「過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された市町村の区域をいう。</p> <p>五 「振興山村区域」とは、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第四項の規定により公示された区域をいう。</p> <p>六 「農業の生産条件が不利な地域」とは、イ及びロのいずれにも該当する市町村をいう。</p>		
<p>イ 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村</p> <p>(1) 過疎地域</p> <p>(2) 振興山村区域</p> <p>(3) 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第四項</p>		
<p>の規定により公示された地域をいう。）</p> <p>ロ 次に掲げる要件のいずれかを満たす地域を含む市町村</p> <p>(1) 傾斜度が二十分の一以上の水田面積が当該市町村の全水田面積のおおむね五十パーセント以上を占めること。</p> <p>(2) 傾斜度が八度以上の畑面積が当該市町村の全畑面積のおおむね五十パーセント以上を占めること。</p> <p>(3) 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域又はその指定の必要がある地すべり危険地が存すること。</p> <p>(4) 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止する必要がある地域が存すること。</p>	<p>附則</p> <p>この条例は、平成二十二年四月一日から施行し、改正後の岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の規定は、平成二十二年年度の土地改良事業に係る分担金から適用する。</p> <p>岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例をここに公布する。</p> <p>平成二十二年三月三十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	岐阜県条例第二十八号
<p>岐阜県立高等学校の授業料の不徴収</p> <p>第一条 岐阜県立高等学校授業料等徴収条例（昭和四十三年岐阜県条例第二十二号）第二条第一項の規定にかかわらず、岐阜県立高等学校の授業料を徴収しないものとする。ただし、授業料を徴収しないことが岐阜県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>（岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収）</p> <p>第二条 岐阜県通信教育入学科及び受講料徴収条例（昭和二十三年岐阜県条例第二十号）</p>		

第一条の規定にかかわらず、岐阜県通信教育実施学校の受講料を徴収しないものとする。ただし、受講料を徴収しないことが岐阜県通信教育実施学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に納入義務が生じた岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の徴収については、第一条及び第二条の規定は、適用しない。

(岐阜県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

3 岐阜県立高等学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「のあつた後最初に授業料を納入すべき日」を「があつた日の属する年度の五月二十日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる生徒に係る納入期限は、当該各号に定める日とする。

一 年度中途において入学した生徒

イ 各月の十日までに入学の許可があつた場合 その月の二十日

ロ 各月の十一日以後に入学の許可があつた場合 翌月の二十日

二 岐阜県立高等学校以外の学校から転入学した生徒

イ 各月の十日までに転入学の許可があつた場合 その月の二十日又は当該転入学の許可があつた日の属する年度の五月二十日のいずれか遅い日

ロ 各月の十一日以後に転入学の許可があつた場合 翌月の二十日

(岐阜県通信教育入学料及び受講料徴収条例の一部改正)

4 岐阜県通信教育入学料及び受講料徴収条例の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

第五条 知事は、貧困、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、受講料の全部若しくは一部を免除し、又は第三条第二項に規定する納入期限を延長することができる。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十九号

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四四一(二)の表中

別表第四四一(二)の表中	一面につき	二、二二〇	二、五二〇	四、四
を	を	二、二二〇	三、三二〇	三、
	屋内コート一面につき			
	屋外コート一面につき			

七八〇	三、三二〇	一〇、四〇〇	一、五八〇
五二〇			一、〇五〇

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。
 2 この条例による改正後の岐阜県都市公園条例別表第四四一(二)の表の規定は、平成二十二年九月一日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

岐阜県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十号

岐阜県監査委員条例の一部を改正する条例

岐阜県監査委員条例(昭和三十九年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。
第二条中「六人」を「五人」に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十一号

岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例

(目的)

第一条 この条例は、歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康を保持し、及び増進し、並びに口腔機能を維持すること(以下「歯・口腔の健康づくり」という。)が、県民の質の高い生活を確保し、かつ、県民の健康の保持及び増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、岐阜県における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯・口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯・口腔の健康づくりは、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、治療することが重要であるとの認識の下に、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進するとともに、すべての県民が必要な口腔保健医療サービスを受けることができる環境を整備されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携等)

第四条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な口腔保健医療サービスを実施する市町村と連携し、協力し、及び調整するよう努めるものとする。

(市町村への支援)

第五条 県は、市町村が歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合に、その求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(県民の取組の促進)

第六条 県は、基本理念にのっとり、県民が自ら歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、日常生活における適切な口腔のケア等により歯科疾患を予防し、及び定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることにより、歯・口腔の健康づくりに取り組むことができるよう必要な対策を講ずるものとする。

(歯科医療等業務従事者への要請等)

第七条 県は、基本理念にのっとり、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健に係る業務(以下「歯科医療等業務」という。)に従事する者が県民の歯・口腔の健康づくりのために適切にその業務を行うことができるよう配慮するとともに、歯科医療等業務に従事する者に対し、県が講ずる歯・口腔の健康づくりに関する対策に協力するよう要請するものとする。

(教育関係者及び福祉関係者への要請等)

第八条 県は、基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりにかわる教育関係者及び福祉関係者が、それぞれの業務において、県民の歯・口腔の健康づくりを推進することができるよう必要な対策を講ずるとともに、その推進に当たっては、他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組と連携し、及び協力するよう要請するものとする。

(事業者の取組の促進)

第九条 県は、基本理念にのっとり、県内に事業所を有し、その事業所で従業員を雇用する事業者が従業員の歯科健診及び保健指導を受ける機会を確保することができるよう必要な対策を講ずるものとする。

(基本的施策の実施)

第十条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- 一 むし歯や歯肉炎になりやすい幼児期及び学齢期において、歯科医療等業務に従事する者及び教育関係者との連携を図りつつ、フッ化物応用等科学的根拠に基づくむし歯の予防対策等を推進すること。
 - 二 歯周病の罹患率が高まる成人期において、歯科医療等業務に従事する者との連携を図りつつ、歯周病の予防対策を推進すること。
 - 三 障害者、介護を必要とする高齢者、交通の不便な地域に居住する者その他の者であつて定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難なものについて、歯科医療等業務に従事する者及び福祉関係者との連携を図りつつ、訪問による歯科医療、適切な口腔のケア等を推進すること。
 - 四 歯・口腔の健康づくりに関与する者の確保及び資質の向上に関する施策を推進すること。
 - 五 歯・口腔の健康づくりに関する定期的な調査その他の歯・口腔の健康づくりに関する調査研究を推進すること。
 - 六 生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する関心と理解を深め、かつ、歯・口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進するため、八〇二〇運動（八十歳になつても自分の歯を二十本以上保つことを目的とした取組をいう。次号において同じ。）を推進すること。
 - 七 毎年十一月八日をいい歯の日と定めるとともに、十一月八日を含む一週間を八〇二〇運動推進週間と定め、八〇二〇運動の普及及び啓発を重点的に推進すること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに必要な施策を推進すること。
- 2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するに当たっては、市町村、歯科医療等業務に従事する者、教育関係者、福祉関係者その他歯・口腔の健康づくりに取り組む者及び医師、薬剤師、看護師その他医療業務に従事する者の連携及び協力に配慮するものとする。
- (基本的な計画)
- 第十一条 知事は、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「歯・口腔の健康づくり計画」という。）を定めなければならない。
- 2 歯・口腔の健康づくり計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 歯・口腔の健康づくりの推進に関する目標

- 二 歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策の方針
 - 三 歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策
 - 四 前三号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 知事は、歯・口腔の健康づくり計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町村その他歯・口腔の健康づくりに関する取組にかかわる者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 知事は、歯・口腔の健康づくり計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、歯・口腔の健康づくり計画の変更について準用する。
- (年次公表)
- 第十二条 知事は、毎年度、歯・口腔の健康づくり計画に定める施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。
- (財政上の措置)
- 第十三条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 附則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に策定されている岐阜県歯・口腔の健康づくり計画については、第十一条第一項の規定に基づき定められた歯・口腔の健康づくり計画とみなす。
- 岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例をここに公布する。
- 平成二十二年三月三十日
- 岐阜県知事 古田 肇
- 岐阜県条例第三十二号
- 岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例

岐阜県議会議員の議員報酬の月額を、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和二十六年岐阜県条例第二十七号）第二条各項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条各項に規定する額とする。

- 一 議長 月額 八十一万六千円
- 二 副議長 月額 七十三万六千円
- 三 議員 月額 六十八万円

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社